

文部科学省  
新型インフルエンザ等対策  
行動計画

令和8年4月1日

# 文部科学省新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 8 年 4 月 1 日  
文部科学大臣決定

## 目 次

<総論>.....	1
はじめに.....	2
基本的な考え方.....	3
<各論>.....	6
I. 準備期.....	7
政府行動計画中の文部科学省主要対応項目.....	7
具体的対応（準備期）.....	14
II. 初動期.....	17
政府行動計画中の文部科学省主要対応項目.....	17
具体的対応（初動期）.....	21
III. 対応期.....	27
政府行動計画中の文部科学省主要対応項目.....	27
具体的対応（対応期）.....	30

# < 総論 >

## はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザとは抗原性が大きく異なり、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とそれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。そのような状況の下、平成 17 年 11 月には、我が国として取るべき対策をとりまとめた政府の「新型インフルエンザ対策行動計画<sup>1</sup>」（以下「政府行動計画」という。）が決定され、必要な措置が順次採られてきている。

さらに、平成 25 年 4 月には、病原性が高い新型インフルエンザや未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）が施行され、新型インフルエンザ等の対策の強化が図られた。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）対応の経験を踏まえ、内閣官房内閣感染症危機管理統括庁（以下「統括庁」という。）や国立健康危機管理研究機構（以下「JIHS」という。）の設置や、国・都道府県の総合調整・指示権限拡充によるガバナンス強化、医療機関等との平時の協定締結による準備体制の確立等の制度改正が行われるとともに、令和 6 年に政府行動計画が抜本的に改定された。

文部科学省では、政府全体の対策と歩調を合わせ、上記の政府の行動計画に基づき、平成 18 年 9 月に「新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画」を策定して以来、平成 21 年の新型インフルエンザ（A/H1N1）や令和 2 年以降の新型コロナの対策を通じて得られた知見や教訓等も踏まえた政府行動計画の改正に伴う改正を行い、更に具体的かつ効果的な対策を講じることができるようになってきているところである。

本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、文部科学省が主体的に取り組むべき対策の主な選択肢を示すものである。なお、本行動計画は、ここに掲げる事項の全てを必ず実施することを求めるものではなく、また、特措法や政府行動計画、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン」等を踏まえ、本行動計画にない事項を臨機応変に実施することを否定するものでもない。

本行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れて見直す必要があり、また、新型インフルエンザ等対策についても、検証等を通じて適時に変更を行うことが適切である。

---

<sup>1</sup> 平成 25 年の改定で名称が「新型インフルエンザ等対策行動計画」に変更された。

# 基本的な考え方

## 1. 新型インフルエンザ等対策の基本的戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には国民の多くが感染することを前提としつつ、患者の発生が一定の期間に偏ってしまうことを避けるために、必要な対策を講じていく必要がある。

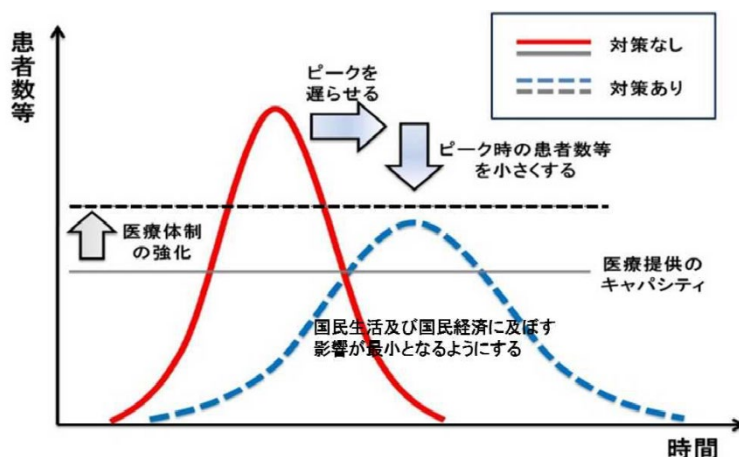


図1 対策の概要

出典：まん延防止に関するガイドライン（令和6年8月30日内閣感染症危機管理監決裁）

## 2. 政府行動計画の枠組み

政府行動計画では「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」こと及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策として以下の13項目を定めている。また、中長期的な対応となることも想定して、当該項目別に、時期区分（表1参照）に沿った具体的な対策を示している。

- |                            |                    |
|----------------------------|--------------------|
| ① 実施体制                     | ⑦ ワクチン             |
| ② 情報収集・分析                  | ⑧ 医療               |
| ③ サーベイランス                  | ⑨ 治療薬・治療法          |
| ④ 情報提供・共有、<br>リスクコミュニケーション | ⑩ 検査               |
| ⑤ 水際対策                     | ⑪ 保険               |
| ⑥ まん延防止                    | ⑫ 物資               |
|                            | ⑬ 国民生活及び国民経済の安定の確保 |

表1 時期区分

時期区分	状態
準備期	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知するまで（予防や準備をする平時の状態を含む）。
初動期	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置されて基本的対処方針（特措法第18条第1項に規定する基本的対処方針をいう。以下同じ。）が定められ、実行されるまでの間。
対応期	基本的対処方針の策定後から、政府対策本部が廃止されるまでの間。なお、対応期はさらに以下のとおり区分されている。
	・ 封じ込めを念頭に対応する時期
	・ 病原体の性状等に応じて対応する時期
	・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月2日閣議決定）第2部第1章第3節「様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ」より作成

### 3. 本行動計画の枠組み

本行動計画では、政府行動計画において特に文部科学省の対応が明示されているものを示しつつ、1. の基本的戦略を念頭に置き、文部科学省が主体的に取り組むべき新型インフルエンザ等の具体的な対策を、時期区分別に示す。また、政府行動計画では、文部科学省本省における対応及び文部科学省から文部科学省関係機関<sup>2</sup>へ対応を要請するものが必ずしも明確ではない場合があることから、これらの対応を明確化するために、文部科学省関係機関への要請事項を記載することとする。

文部科学省関係機関においては、初動期及び対応期に文部科学省と円滑な連携ができるよう、特に本行動計画に示す文部科学省関係機関に対する要請事項を参照されたい。

なお、実際には、文部科学省が取り組むべき対策は、政府対策本部の策定する基本的対処方針、統括庁による総合調整、省庁間の連携が求められる他省庁主導の対策等の影響を受けることがあるため、必要であれば本行動計画に掲げていない対策も併せて、臨機応変に実施していくこととする。

### 4. 新型インフルエンザ等への対処に係る文部科学省の体制

本行動計画に基づく対応は、文部科学大臣を本部長とする文部科学省新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の意思決定の下で進めていくものである。なお、実際の対応の際には、3. で記載したような影響を受けることから、政府対策本部その他政府の意思決定機関の議論を注視しつつ、本行動計画、文部科学省新型インフルエンザ等対応業務継続計画（以下「文科省BCP」という。）その他政府作成文書を参照する必要がある（図2、3参照）。

2 国立教育政策研究所、科学技術・学術政策研究所、日本学士院、日本芸術院、特殊法人、独立行政法人、放送大学学園、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、公立大学を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄の学校法人、教育委員会、私立学校担当の知事部局並びに社会教育施設、社会体育施設、文化施設、日本人学校、私立在外教育施設の設置者等

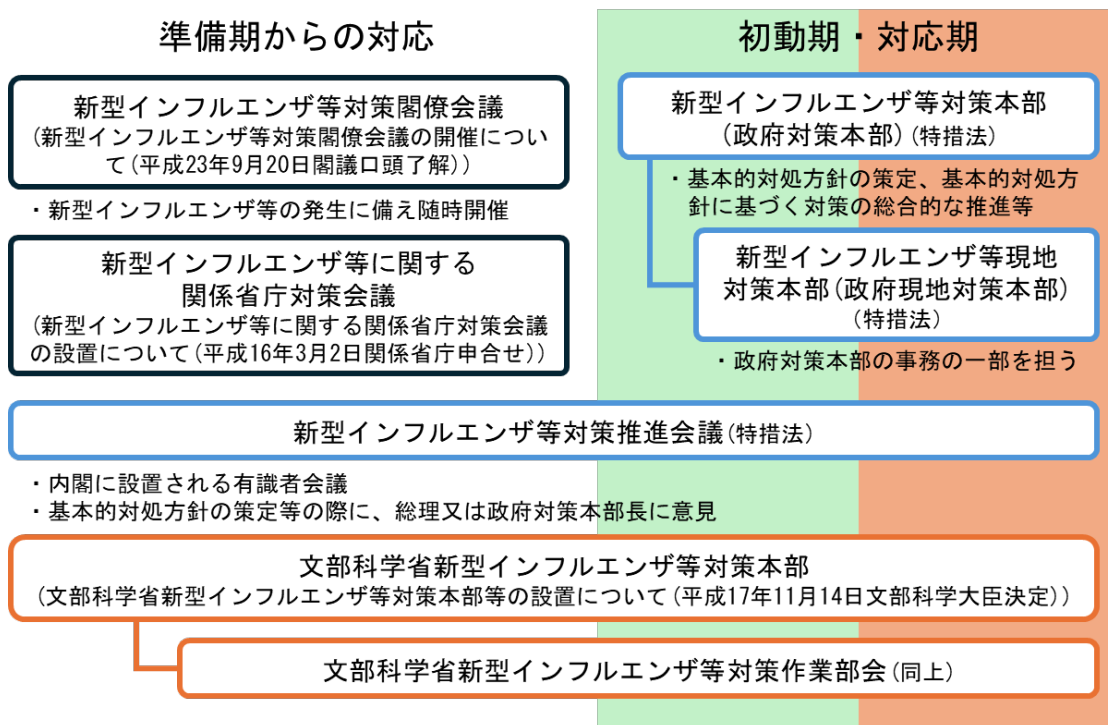


図2 新型インフルエンザ等の発生に係る主な政府関係機関

出典：文部科学省作成

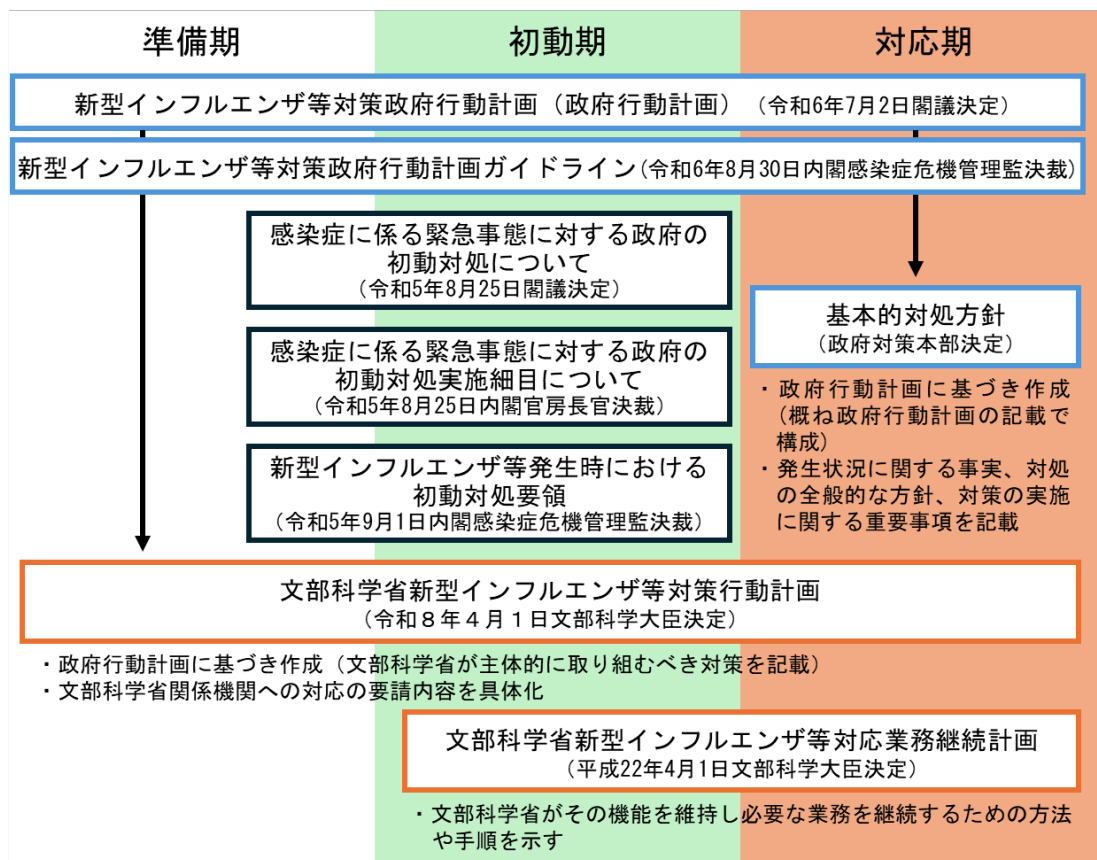


図3 新型インフルエンザ等の発生に係る主な政府作成文書

出典：文部科学省作成

## <各論>

## I. 準備期

- ・感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知するまで（予防や準備をする平時の状態を含む）。

### 政府行動計画中の文部科学省主要対応項目

#### 第1章 実施体制

##### (1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、政府一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

##### (2) 所要の対応

###### 1-6. 国際的な連携体制の整備・強化

- ① 国及び JIHS は、新型インフルエンザ等の発生時に国際機関や外国政府等と速やかに情報共有できる体制を整備する。（厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省、外務省）
- ② 国及び JIHS は、ワクチンや診断薬、治療薬等の開発等に関する国際連携の取組による連携・協力体制に参画する。（健康・医療戦略推進事務局、外務省、厚生労働省、文部科学省、農林水産省、経済産業省）
- ③ 国及び JIHS は、医療従事者や専門人材、行政官等の人材育成のために、外国政府や国際機関等との間で、研修員受入れ、専門人材派遣、現地における研修等を行う。（外務省、厚生労働省、農林水産省、文部科学省）
- ④ JIHS は、大学等の関係機関と連携し、国際的な連携強化を含む調査研究を実施し、国はこれを支援する。（厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省）

#### 第2章 情報収集・分析

##### (1) 目的

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となる。

情報収集・分析では、新型インフルエンザ等対策の決定に寄与するため、感染症インテリジェンスの取組として、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析し、リスク評価を行い、政策上の意思決定及び実務上の判断に資する情報を提供する。

情報収集・分析の対象となる情報としては、国内外の感染症の発生状況や対応状況、感染症サーベイランス等から得られた国内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等のほか、医療提供体制や人流、国民生活及び国民経済に関する情報、社会的影響等を含む感染症流行のリスクに関する情報が挙げられる。

平時には、定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を行う。

## (2) 所要の対応

### 1-1. 実施体制

- ① 国は、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的を JIHS 等と共有した上で連携し、感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制（以下「感染症インテリジェンス体制」という。）を整備する。また、国内外の関係機関や専門家等との交流や往来を深める等、人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上に努める。

特に感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から国内外の関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、連携体制の強化を図る。

例えば、二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組み（WHO、世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）や日中韓三国保健大臣会合等）による連携、在外公館や独立行政法人国際協力機構（JICA）等の様々な関係機関との連携等により情報を収集・分析できる体制を構築する。（厚生労働省、外務省、文部科学省）

### 1-2. 平時に行う情報収集・分析

国は、JIHS を中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHS と連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。（厚生労働省、外務省、文部科学省）

### 1-4. 人員の確保

国は、情報収集・分析の円滑な実施のため、JIHS 等と連携し、平時において、多様な背景の専門性（公衆衛生や疫学、データサイエンス等）を有する感染症専門人材の育成や人員確保、活用、有事に向けた訓練等を行うとともに、有事に必要な人員規模と専門性を確認し、配員調整等を行う。（厚生労働省、外務省、文部科学省）

### 1-6. 情報漏えい等への対策

国は、国内外の感染症サーベイランス等から得られた公表前の国内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の機微情報の漏えい等への対策のため、情報セキュリティの強化や事案が発生した場合の対応手順について整理する。整理に当たっては、情報連携等を行っている関係機関等とも対応手順を調整するよう留意する。（厚生労働省、外務省、文部科学省）

## 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### (1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、国民等、地方公共団体、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、国民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、国は、平時から、国民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、国民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・

共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた国民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理し、あらかじめ定める。

## (2) 所要の対応

### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における国民等への情報提供・共有

#### 1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有

国は、平時から JIHS 等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。（統括庁、文部科学省、厚生労働省、関係省庁）

#### 1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

国は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。（統括庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係省庁）

#### 1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

国は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、国民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。（総務省、文部科学省、厚生労働省、関係省庁）

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを行い、その状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、国民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。（統括庁、厚生労働省、関係省庁）

これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。（統括庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、関係省庁）

## 第6章 まん延防止

### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、国民の生命及び健康を保護する。このため、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、国民や事業者の理解促進に取り組む。

### (2) 所要の対応

#### 1-2. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ② 国、都道府県、市町村、学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。(統括庁、文部科学省、厚生労働省、業所管省庁)

## 第7章 ワクチン

### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを速やかに開発・製造し、必要量を迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

平時からワクチンの研究開発の支援を行うことで、新型インフルエンザ等が発生した場合に、速やかにワクチンを開発し、当該ワクチンの有効性及び安全性を確認した上で、ワクチンを迅速に製造することのできる体制を構築する。また、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国、都道府県及び市町村のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

### (2) 所要の対応

#### 1-1. 研究開発

##### 1-1-1. 研究開発の推進

- ① 国は、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、政府一体となって、ワクチンの迅速な開発及び供給を可能にする体制の構築のために必要となる施策を実施し、新型インフルエンザ等のワクチンの研究開発を促進する。

(ア) 国は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)内に設置された先進的研究開発戦略センター(SCARDA)と連携して、平時から国産ワクチンの開発に資する研究開発を推進する。また、産学官連携による基礎研究から実用化までのシームレスかつ世界をリードするワクチンの研究開発を推進する。(健康・医療戦略推進事務局、文部科学省)

- ③ 国は、以上の取組により、公衆衛生対策上必須であるワクチンの確保を、基礎研究から上市後まで一貫して支援する。(厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、文部科学省)

##### 1-1-3. 研究開発体制の構築

- ① 国は、SCARDA の支援の下で、産学官連携コンソーシアムの構築等、緊急時の迅速な研究開発を念頭に置いた、平時からのワクチン研究開発が実施可能な世界トップレベル研究開発拠点を整備するとともに、初動期における病原体入手からワクチン開発までの流れや連携等について訓練する等、有事を想定した体制整備を推進する。（健康・医療戦略推進事務局、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）
- ② 国は、新型インフルエンザ等の発生時に既存のワクチンの有効性等を速やかに評価する体制を整備する。「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき SCARDA の支援の下で産学官が連携して取り組む重点感染症に対するワクチン開発について、感染症の流行状況やそれらの感染症に対するワクチンの開発状況等を踏まえ、対象となる重点感染症の考え方やリストの更新を行う。（厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、文部科学省、経済産業省）

#### 1-1-4. 研究機関等との連携

- ① 国及び JIHS は、ワクチンの開発を推進するため、平時から国内外の研究機関や製薬関係企業等と連携し、病原体やゲノム配列データ等の情報を早期に入手し、研究開発を行う関係機関に対し分与・提供する。（厚生労働省、文部科学省）
- ② 国は、ワクチンの開発を支援するため、病原体を用いた研究を行う上での課題（入手、運搬、供与等）の解消に努める。（厚生労働省、文部科学省）

#### 1-1-9. ワクチンの研究開発に係る人材の育成及び活用

国及び JIHS は、大学等の研究機関と連携し、ワクチンの研究開発の担い手の確保を推進するため、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域における人材育成を行うとともに、国及び都道府県等は、大学等の研究機関を支援する。また、国及び都道府県等は、育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における研究開発の実施体制の強化を支援する。（厚生労働省、文部科学省）

### 1-2. ワクチン確保

#### 1-2-2. パンデミックワクチン

##### 1-2-2-1. ワクチン製造拠点及びデュアルユース設備の整備

国は、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、ワクチン製造拠点の整備に加えて、平時にはワクチン以外のバイオ医薬品の製造が可能であり、新型インフルエンザ等の発生時にはワクチンの製造が可能な両用性のある設備（デュアルユース設備）のある国内製造拠点の形成等を支援する。デュアルユース設備として整備されたワクチン製造設備について、有事における製造切替えが円滑に行われるよう、以下（ア）から（ウ）までのワクチンの開発及び生産に関する関係機関、研究者、事業者等の現況を関係省庁間で共有し、必要な支援やその方針等を定めた上、不断の更新を行う。（経済産業省、健康・医療戦略推進事務局、文部科学省、厚生労働省）

（ア） SCARDA における重点感染症に関するワクチン開発状況

（イ） デュアルユース設備を有する事業者が製造可能な製品の種類、規格、製造量、製造開始までのリードタイムの情報及びデュアルユース設備を有する事業者がパンデミックワクチン製造に切り替えるための資材調達や人員体制等の状況

（ウ） 関係省庁間における有事認定、ワクチンの特定、事業者への指示の方法及び役割分担

## 第9章 治療薬・治療法

### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時は、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素となる。速やかに有効な治療薬の確保及び治療法の確立を行い、全国的に普及させることが重要である。平時からそのための体制作りを行うとともに、治療薬の配送等に係る体制については訓練でその実効性を定期的に確認し、必要な見直しを不断に行う。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに治療薬を治療法とともに提供できるための準備を行う。治療薬については、新型インフルエンザ等の発生時に有効かつ安全な治療薬が速やかに利用できることを目指し、感染症危機 対応医薬品等の対象とする重点感染症の指定を行い、大学等の研究機関や製薬関係企業等における研究開発を推進し、活用に至る一連のエコシステムの構築のための支援について整理を進め、実施する。

### (2) 所要の対応

#### 1-1. 重点感染症の指定及び情報収集・分析体制の整備

② 国及び JIHS は、国内外の重点感染症の治療薬・治療法の研究開発動向や備蓄の状況、臨床情報等に関する情報を収集し、分析を行う。分析した内容は、治療薬・治療法の研究開発に活用するとともに、治療薬の配分計画の検討及び改善にいかし、感染症対応能力の強化を行う。（厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、外務省、文部科学省）

③ 国及び JIHS は、得られた知見を速やかに政府内や都道府県、医療機関、AMED 等に提供できるよう、有事における情報共有体制を構築する。（厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、文部科学省）

#### 1-2. 治療薬・治療法の研究開発の推進

##### 1-2-5. 基礎研究及び臨床研究等の人材育成

国及び JIHS は、大学等の研究機関と連携し、治療薬・治療法の研究開発の担い手を確保するため、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域における人材育成を行い、国及び都道府県等は大学等の研究機関を支援する。

また、国及び都道府県等は、育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における臨床研究等の実施体制の強化を支援する。（厚生労働省、文部科学省）

## 第11章 保健

### (1) 目的

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。また、地方衛生研究所等は地域の情報収集・分析等における科学的かつ技術的な役割を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。

都道府県等は、感染症サーベイランス等により、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うこと

により、有事に保健所や地方衛生研究所等がその機能を果たすことができるようにする。

その際、都道府県等の本庁と保健所等の役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制、関係する地方公共団体間における役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。

また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や住民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行う。

## (2) 所要の対応

### 1-6. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ④ 都道府県等は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。（統括庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係省庁）

## 具体的対応（準備期）

### 1. 文部科学省における対応

#### 実施体制

- ①文部科学省内等の連絡体制の確認  
新型インフルエンザ等に係る省内における緊急連絡体制を整備するとともに、定期的に文部科学省から文部科学省関係機関への情報伝達ルートを確認する。
- ②行動計画・業務継続計画の見直し  
文部科学省における新型インフルエンザ等の対策の取組体制を整備・強化するために、本行動計画及び文科省 BCP を必要に応じて適時見直すとともに、準備期における対策の実施状況を定期的にフォローアップする。
- ③弾力的な運用が必要とされる法令の検討  
新型インフルエンザ等の発生時において想定される法令の弾力的な運用について平時から検討する<sup>3</sup>。
- ④国際的な感染症関連分野の人的交流・人材育成支援  
海外の研究拠点との共同研究の推進、感染症関連分野の人材育成を実施できるよう AMED<sup>4</sup>への支援を行う。
- ⑤準備状況の定期的な確認  
文部科学省は、文部科学省関係機関における平時からの準備状況を定期的に確認する。

#### 情報収集・分析

- ① 統括庁、厚生労働省等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。
- ② ネットワークコア拠点<sup>5</sup>等を活用しつつ、海外の研究拠点から新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。
- ③ 情報収集・分析の円滑な実施のため、AMED を支援し、多様な背景の専門性を有する感染症専門人材の確保を行う。
- ④ 機微情報に該当し得るワクチンや治療薬等の開発等により得られた知見については、漏えい等への対策のため、情報セキュリティの強化や事案が発生した場合の対応手順について整理し、関係機関と調整を行う。

#### 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ①本行動計画の周知  
本行動計画が改定されたら速やかに、文部科学省関係機関へ周知する。
- ②学校保健に関する情報提供  
学校において平時から求められる感染症対策等について都道府県教育委員会等を通じて周知する。

3 なお、文部科学省を含め各府省等により新型コロナ対策として行われた法令の弾力的な運用等について、次なる感染症危機への参考とするため、整理を行っている。「新型コロナウイルス感染症対応に係る事業等の概要について」資料2（令和6年7月2日 内閣感染症危機管理統括庁）参照。

([https://www.caicm.go.jp/action/plan/files/covid\\_response\\_projects\\_summary.pdf](https://www.caicm.go.jp/action/plan/files/covid_response_projects_summary.pdf))

4 Japan Agency for Medical Research and Development：国立研究開発法人日本医療研究開発機構

5 新興・再興感染症の基礎的な研究を実施する海外研究拠点との連携及び感染症のモニタリング体制を強化する目的として、令和5年度に国立健康危機管理研究機構（JIHS、当時の国立国際医療センター（NIGM））を採択している。

## ワクチン、治療薬・治療法

- ① 感染症危機対応医薬品等（MCM<sup>6</sup>）の研究開発プラットフォームをはじめとした AMED の実施するワクチン・治療薬・診断薬・治療法の研究開発・人材育成等の取組を支援する。
- ② ワクチン開発を推進するため、感染症有事に発展することが疑われる病原体等について、国内外の研究機関や製薬関連企業等と連携し、情報収集や関係機関へ分与・提供する取組を支援する。
- ③ その他「感染症危機対応医薬品等（ワクチン、治療薬、診断薬等）開発・生産体制強化戦略」に基づき、SCARDA<sup>7</sup>の支援の下で行われる国産 MCM の開発に向け、関係省庁との連携等を行う。
- ④ 遺伝子組換え生物等を使用する場合の手続の迅速化についての周知を行う。

## 2. 関係機関への要請

### （1）文部科学省関係機関への要請

文部科学省関係機関に対し、以下の事項を要請する。

- ① 平時からの感染予防に努め、業務継続計画等の感染症有事に関する規程類の整備及び定期的な確認等の十分な事前の準備を行うこと。
- ② 新型インフルエンザ等が発生した場合に備えて、情報収集体制及び連絡体制について整備、確認すること。
- ③ 感染症や公衆衛生対策<sup>8</sup>、感染拡大時における偽・誤情報の流布等への対応のための情報リテラシー、感染者等への偏見・差別の撲滅等について普及啓発、理解促進を図ること。

### （2）教育委員会等<sup>9</sup>への要請

（1）のほか、以下の事項を要請する。

#### 【情報提供】

- ① 在籍者<sup>10</sup>、その保護者、教職員に対し、WHO<sup>11</sup>や統括庁、厚生労働省が示す注意事項等を周知すること。

#### 【臨時休業・入試】

- ② 各学校等<sup>12</sup>において、新型インフルエンザ等が発生した場合の臨時休業等の情報提供その他地方公共団体の保健衛生部局等からの要請に迅速に対応できるよう各家庭との連絡方法を確認すること。
- ③ 新型インフルエンザ等が発生した場合に都道府県等からの入学試験の延期等の要請に迅速に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問合せ窓口の設置、関

6 Medical Countermeasures

7 Strategic Center of Biomedical Advanced Vaccine Research and Development for Preparedness and Response：先進的研究開発戦略センター（AMED 内の組織）

8 統括庁ウェブサイト「新型インフルエンザ等の感染症に関する広報・啓発資料」参照。

(<https://www.caicm.go.jp/houdou/documents/index.html>)

9 教育委員会、附属学校を置く国立大学法人及び私立学校担当の知事部局をいう。

10 幼児、児童、生徒又は学生をいう。

11 World Health Organization：世界保健機構

12 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）、同法第 124 条に規定する専修学校のうち高等課程を設置する専修学校及び同法第 134 条に規定する各種学校のうち主に未成年者が通うことが想定される各種学校をいう。

係機関との連携・協力体制の構築及び受験機会の確保措置の実施方法等についてあらかじめ十分な検討、準備を行うこと。

**【海外渡航】**

- ④ 留学予定者がいる場合には、あらかじめ留学中における連絡手段を明らかにしておくとともに、留学予定の地域についての外務省の渡航情報や厚生労働省等の情報を確認し、在外公館のウェブサイトや留学先の学校等を通じて現地の状況を把握した上で、在籍者の留学についての助言を行うこと。
- ⑤ 在籍者が現に留学している場合には、必要に応じ適切な助言を行うとともに、特に現地の情報を収集する観点から、以下の事項について当該留学者及びその保護者に周知するよう努めること。
  - ・ 現地の在外公館に在留届を提出すること。
  - ・ 在外公館のウェブサイト等を活用し、最新の現地情報の収集に努めるとともに、必要に応じて、在外公館に確認すること。

**（３）大学等<sup>13</sup>への要請**

（１）のほか、以下の事項を要請する。

**【情報提供】**

- ① （２）①に同じ。

**【臨時休業・入試】**

- ② 新型インフルエンザ等が発生した場合の臨時休業等の情報提供その他地方公共団体の保健衛生部局等からの要請に迅速に対応できるよう在籍者との連絡方法を確認すること。
- ③ （２）③に同じ。

**【海外渡航】**

- ④ （２）④に同じ。
- ⑤ 在籍者が現に留学している場合には、必要に応じ適切な助言を行うとともに、特に現地の情報を収集する観点から、当該留学者に（２）⑤の事項を周知するよう努めること。

**（４）日本人学校等<sup>14</sup>への要請**

在籍者に対し、日頃より現地の最新情報の収集に努めるよう要請する。

**（５）研究機関<sup>15</sup>への要請**

以下の事項を要請する。

- ① 初動期、対応期に備え、国の行う感染症有事に備えたシミュレーション・訓練に協力するなど関係機関等との連絡体制、研究体制について確認すること。
- ② 特に海外の研究拠点と定期的な情報共有を行うなど、国際連携を強化すること。
- ③ 感染症有事の際にワクチンや治療薬等の開発等により得られた知見を国等に情報共有するための体制を整備すること。

13 大学（専門職大学、短期大学を含む）、高等専門学校、専門課程又は一般課程を設置する専修学校及び主に成人が通うことが想定される各種学校をいう。

14 日本人学校及び私立在外教育施設をいう。

15 国立研究開発法人、大学、大学共同利用機関法人のうち、感染症有事の際に特に新型インフルエンザ等に関する研究を実施することが想定される機関をいう。

## Ⅱ. 初動期

- ・感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以後、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、実行されるまでの間。

### 政府行動計画中の文部科学省主要対応項目

#### 第1章 実施体制

##### (1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、国家の危機管理として事態を的確に把握するとともに、国民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて閣僚会議や関係省庁対策会議を開催し、国及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する

##### (所要の対応)

##### 2-3. 国際的な連携体制の強化

- ③ 国は、WHO、国際獣疫事務局（WOAH）等における病原体の同定・解析、症例定義に関して協力を行い、情報共有等を行う。（厚生労働省、外務省、文部科学省、農林水産省）

#### 第2章 情報収集・分析

##### (1) 目的

初動期には、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報の収集・分析及びリスク評価を迅速に行う必要がある。

感染症インテリジェンス体制を強化し、早期に探知された新たな感染症に関する情報の確認や初期段階でのリスク評価を速やかに行い、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集・分析を行う。

##### (2) 所要の対応

##### 2-1. 実施体制

国は、JHS と連携し、新型インフルエンザ等が発生した場合は、速やかに感染症インテリジェンス体制を強化し、当該感染症に関する情報収集・分析及びリスク評価の体制を確立する。（厚生労働省、外務省、文部科学省）

##### 2-3. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

国は、新たな感染症が発生した場合は、国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、都道府県等に共有するとともに、国民等に迅速に提供・共有する。（厚生労働省、統括庁、外務省、文部科学省）

#### 第3章 サーベイランス

##### (1) 目的

国内外における感染症有事（疑い事案を含む。）の発生の際に、発生初期の段階から各地域の感染症の発生状況や発生動向の推移を迅速かつ的確に把握し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報の収集を迅速に行う必要がある。

初動期では、感染症サーベイランスの実施体制を強化し、早期に探知された新型インフルエンザ等に関する情報の確認を行い、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

(2) 所要の対応

2-1. 実施体制

国は、JIHS と連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、初期段階のリスク評価に基づき、有事の感染症サーベイランスの実施体制への移行について判断し、実施体制の整備を進める。

また、国は、WHO や WOHAI 等における病原体の同定・解析、症例定義に関して協力をし、情報共有等を行う。(厚生労働省、外務省、文部科学省、農林水産省)

#### 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、国民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、国民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるように、国民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、国民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

国は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、地方公共団体、NPO 等の各種相談窓口に関する情報を整理し、国民等に周知する。(統括庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係省庁)

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを行い、その状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、国民等が正しい情報を円滑に入手できるように、適切に対処する。(統括庁、厚生労働省、関係省庁)

国は、偏見・差別等や偽・誤情報への対策として、SNS 等のプラットフォーム事業者が行う取組に対して必要な要請や協力等を行う。(統括庁、総務省、法務省、厚生労働省、関係省庁)

#### 第5章 水際対策

(1) 目的

病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、迅速に水際対策の内容を検討し、実施することにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、国内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備を行う時間を確保する。

なお、発生当初等の感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、強力な水際対策を実施する必要があるが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、水際対策の見直しを行う。

## （２）所要の対応

### 2-9. 在外邦人支援

- ① 国は、発生国・地域に滞在（駐在や留学を含む。）する在外邦人に対し、直接又は企業や学校等を通じ、感染予防のための注意喚起を行うとともに、発生国・地域において感染が疑われた場合の対応等について周知する。（外務省、文部科学省、業所管省庁）
- ⑥ 国は、感染した又は感染したおそれがある在外邦人に対しては、直接又は企業や学校等を通じ、感染拡大防止のための注意喚起等を実施する。（外務省、文部科学省、業所管省庁）

## 第7章 ワクチン

### （１）目的

準備期から強化した研究開発基盤や計画した接種体制等を活用し、発生した 新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集し、迅速なワクチンの研究 開発・製造を行うほか、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種へとつなげる。

準備期からの取組に基づき、速やかに産学官が連携してワクチンを開発し、有効性及び安全性が確保されたワクチンを製造することで、必要なワクチン量を確保する。

## （２）所要の対応

### 2-1. 研究開発

#### 2-1-2. 研究開発の支援

国は、パンデミックワクチンの研究開発を支援するため、以下（ア）から（エ）までの支援策について検討し、実施する。

- （ア） SCARDA を介した研究開発支援の推進（健康・医療戦略推進事務局、文部科学省）

#### 2-1-3. 研究開発に係る情報共有・連携

国は、国内で速やかにパンデミックワクチンの研究開発が実施されるよう、以下（ア）から（オ）までの現況をワクチンの開発・製造に関する関係省庁、研究機関、研究者、事業者等で共有し、連携を図る。（健康・医療戦略推進事務局、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）

- （ア） 発生した新型インフルエンザ等に関する SCARDA におけるワクチン開発状況
- （イ） 国内でパンデミックワクチンの研究開発を実施できる拠点
- （ウ） 国内でパンデミックワクチンの臨床試験を実施できる医療機関
- （エ） 国内に整備されているワクチン製造拠点
- （オ） デュアルユース設備を有する事業者が製造可能な製品の種類、規格、製造量、製造開始までのリードタイムの情報及びデュアルユース設備を有する事業者がパンデミックワクチン製造に切り替えるための資材調達や人員体制等の状況

## 第9章 治療薬・治療法

### （１）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、準備期に構築した体制を活用して、速やかに有効な治療薬の開発、承認、確保及び供給を行うとともに、治療法の確立と、全国的な普及を目指した対応を行う。

国及び JIHS は、AMED と連携し、準備期での整理に基づき、有事の体制へ早期に移行する。国は、発生した新型インフルエンザ等について、速やかに重点感染症への指定を行い、感染症危機対応医薬品等の開発を進める国際的な動向を注視しながら、治療薬・治療法の研究開発を推進するとともに、治療薬の迅速な承認から生産、配分、流通管理等に至るまで、一連の取組を進める。

## (2) 所要の対応

### 2-1. 国内外の研究開発動向等の情報収集・分析及び共有

国及び JIHS は、AMED を含む国内外の関係機関と連携し、発生した新型インフルエンザ等に関する治療薬・治療法の国内外の研究開発動向や臨床情報等に関する情報を随時収集し、その分析を行う。また、その知見を政府内や都道府県、医療機関等の関係機関で共有する等、双方向的な情報共有を行う。(厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、外務省、文部科学省)

### 2-3. 迅速な研究開発の実施

#### 2-3-1. 病原体やゲノム情報の早期入手

国及び JIHS は、治療薬・治療法の開発を推進するため、国内外の機関と連携し、病原体及びゲノム配列データ等の情報を早期に入手し、研究開発を行う製薬関係企業や研究機関等の関係機関に対し分与・提供する。(厚生労働省、外務省、文部科学省)

#### 2-3-2. 基礎研究及び橋渡し研究の推進

国及び JIHS は、AMED と連携し、新たな治療薬・治療法の研究開発のため、国内外の関係機関と連携し、準備期において構築した重点感染症に対する研究開発基盤等を活用し、早期の臨床応用を目指し、基礎研究及び橋渡し研究を迅速に実施する。(厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、文部科学省)

## 具体的対応（初動期）

### 1. 文部科学省における対応

#### 実施体制

- ① 文科省 BCP に基づく体制に移行する。
- ② 海外又は国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合において、新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議及び新型インフルエンザ等対策閣僚会議が開催される場合には当該会議等に参画し、当該会議等において決定された初動対応方針を踏まえ<sup>16</sup>、初動対応体制を整備する。
- ③ 政府対策本部が開催される場合にはそれに参画するとともに、決定された基本的対応方針を踏まえ、文部科学省においても対策本部を招集し、以下の事項について実行する。
  - ・ 新型インフルエンザ等の症状、感染力・致死率・潜伏期間、予防方法等について収集できている情報の確認
  - ・ 文部科学省関係機関に要請すべき内容と今後の対応方針の決定
- ④ その後の事態の進行状況及び次項の情報収集で得られた情報を踏まえ、随時、対策本部・文部科学省新型インフルエンザ等対策作業部会（以下「作業部会」という。）を開催する。
- ⑤ 新型インフルエンザ等に関する文部科学省への相談、問合せについて共通の窓口を設ける。

#### 情報収集・分析

- ① 文部科学省職員及び文部科学省関係機関における感染者の発生状況等について情報収集を行う。
- ② 統括庁、厚生労働省等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。
- ③ アジア・アフリカ・南米に設置した海外研究拠点から得られる流行状況や感染症情報、治療薬・治療法の研究開発動向等を、ネットワークコア拠点等を通じて収集し、関係機関に提供する。
- ④ 学校等及び大学等におけるインフルエンザ様症状による出席停止や臨時休業状況（学級、学年又は学校全体）の調査等を厚生労働省と協力して行い、学校等及び大学等における新型インフルエンザ等の発生の状況を把握する。

#### 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

##### ① 文部科学省関係機関への情報提供

基本的対応方針の周知を行うとともに、新型インフルエンザ等について得られた以下の項目に係る情報について、メール、ホームページ・SNS の活用やプレス発表、大臣の記者会見、必要があれば文部科学省関係機関や学校等を対象とした説明会等の方法により速やかに情報提供を行う。

- ・ 感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等
- ・ 効果的な予防方法（換気、咳エチケット、手洗い、人混み回避の徹底等）
- ・ 症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）

<sup>16</sup> 政府全体の初動対応については、統括庁ウェブサイト参照。  
([https://www.caicm.go.jp/action/initial\\_response/index.html](https://www.caicm.go.jp/action/initial_response/index.html))

- ・国内外の発生状況、周辺地域で感染者が発生した場合の具体的対応
  - ・感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではないこと。偏見・差別等に関する各種相談窓口 等
  - 加えて、日本人学校等には以下の項目に係る情報について情報提供を行う。
  - ・外務省の発出する渡航情報及び管轄在外公館による現地関連情報、注意事項等
  - ・万一の場合の対応や健康に不安がある場合の相談方法（在外公館への連絡等）
  - ・帰国する際の相談窓口 等
- ②弾力的な運用が必要とされる法令の周知等  
弾力的に運用する法令について関係者に周知する。

### 水際対策

- ①海外修学旅行等に関する対応  
新型インフルエンザ等の発生国・地域に関する情報を踏まえて海外への修学旅行等の海外渡航を自粛することなどについて留意点を示す。
- ②留学に関する対応  
新型インフルエンザ等の発生国・地域に関する情報を踏まえて短期留学を自粛することなどについて留意点を示す。

### まん延防止

- ①文部科学省主催イベント等の対応  
不急の大規模集会や不特定多数の集まる文部科学省主催イベント等について、必要に応じてオンラインで開催又は出席者の限定や会場での消毒・飛沫感染防止策等の可能な対策を実施した上で開催する。それらが困難な場合、延期又は中止する。
- ②学校保健に関する対応  
新型インフルエンザ等に対する学校保健上の留意点を示す。

### ワクチン、治療薬・治療法

- ①研究開発に係る情報共有・連携  
SCARDAにおける国内外のMCM開発状況等の情報収集・分析等による戦略決定などの司令塔機能の充実に資する支援を行う。
- ②新型インフルエンザ等のワクチン・治療薬・診断薬・治療法の開発支援  
感染症危機対応医薬品等の研究開発プラットフォームをはじめとしたAMEDの実施するワクチン・治療薬・診断薬・治療法の研究開発・人材育成等の取組を重点的に実施し、成果の横展開を図る。
- ③新型インフルエンザ等のワクチン開発において、遺伝子組換え生物等を使用する場合の迅速化  
遺伝子組換え生物等を用いて新型インフルエンザ等のワクチンの開発を行う際、その拡散防止措置についてあらかじめ大臣の確認を行う必要がある場合において、当該確認に係る事務手続を迅速に処理する<sup>17</sup>。

### 国民生活及び国民経済の安定の確保

17 政府対策本部が設置された後、一定の要件を満たす場合には、大臣の確認手続は免除となる。

①学校給食に関する対応

学校給食における感染対策等について留意点を示す。

②高等学校等の入学試験に係る対応

都道府県等が実施する高等学校等の入学試験における感染対策等について留意点を示す。

③大学等の入学試験に係る対応

大学入学共通テストや各大学等の個別入試における感染対策等について留意点を示す。

④文部科学省関係国家試験に係る対応

各試験における感染対策等について検討し、その内容についてプレス発表等を用いて受験者に周知するとともに、当該感染対策等を講じた上で試験を実施する。

## 2. 関係機関への要請

### (1) 文部科学省関係機関への要請

以下の事項を要請する。

- ① 発生国・地域への出張を控えること。
- ② 発生状況等に関する情報収集に努め、職場での感染対策及び事業継続に不可欠な重要業務への重点化の準備を行うこと。
- ③ 公衆衛生対策が徹底されるよう組織の所属職員・在籍者に対して指導すること。
- ④ 感染者等への偏見・差別の撲滅等の普及啓発及び相談窓口を周知すること。
- ⑤ 新型インフルエンザ等感染者が発生した場合、直ちに発生した地域の保健所等にその旨を連絡し、今後の対応について相談するとともに、当該感染者に対して感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく入院措置等が講じられる場合、厚生労働大臣及び都道府県知事の要請に対して速やかに協力すること。

### (2) 教育委員会等への要請

(1)のほか、以下の事項を要請する。

#### 【情報提供・感染報告】

- ① 季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザ等の両方に対応するため、インフルエンザ様症状による学校等における出席停止や臨時休業状況（学級、学年又は学校全体）など感染拡大の兆候があれば直ちに地方公共団体の保健衛生部局等へ情報提供すること。
- ② 文部科学省等から示される情報や、国内外における新型インフルエンザ等の発生状況や効果的な予防方法等について、新たに得られた情報を在籍者、その保護者、教職員、所管施設等に迅速かつ確実に周知すること。この際、不確実な情報による不要な不安や混乱を防止し、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導すること。
- ③ 保護者に対して、在籍者及び家族の健康状態に特に注意するとともに、異変が見られる場合には、保健所等に相談するよう指導すること。

#### 【臨時休業・入試】

- ④ 学校等において新型インフルエンザ等感染者が発生した際には、感染症の病原性や各地域における感染状況等を踏まえ、オンライン授業の実施、臨時休業等及び入学試験の延期等の措置が適切に講じられるようにすること<sup>18</sup>。
- ⑤ 学校等の臨時休業を行う場合には、極力外出を控えることと併せて、臨時休業中のオンラインを活用した学習、授業等の履修上の取扱いや家庭と学校等との連絡方法、家庭での過ごし方等について混乱の生じないよう十分な確認と指導を行うこと。
- ⑥ 学校等の臨時休業の要請があった場合は、オンライン授業の実施、臨時休業の開始時期及び対象校や入学試験の延期等を検討し、これらの措置が適切に講じられるようにすること。
- ⑦ 学校等の臨時休業等の措置等を講じるに当たっては、感染者等やその家族及び接触者に対する差別が起こらないよう十分留意すること。
- ⑧ 学校等が入学試験の延期等の措置を行った際には、文部科学省に報告すること。

#### 【海外渡航】

- ⑨ 発生国・地域への渡航については、新型インフルエンザ等の関係情報を踏まえた上で、学校等が企画するものについては自粛を含め再検討し、保護者及び在籍者の発意に基づくものについては保護者及び在籍者に学校側から自粛を含め再検討するよう注意喚起すること。
- ⑩ 渡航中の在籍者及び教職員に対し、以下の情報を伝えること。
  - ・ 感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等
  - ・ 効果的な予防方法（換気、咳エチケット、手洗い、人混み回避の徹底等）
  - ・ 症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）
  - ・ 国内外での発生状況
  - ・ 外務省の発出する渡航情報及び管轄在外公館による現地関連情報、注意事項等への留意
  - ・ 万一の場合の対応や健康に不安がある場合の相談方法（在外公館への連絡等）
  - ・ 帰国する際の相談窓口 等
- ⑪ 新型コロナウイルスの教訓を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生国・地域から帰ってきた在籍者やその家族、教職員等が、各学校において風評により不当な扱いを受けることがないように冷静な対応をとるよう指導すること。
- ⑫ 発生国・地域から帰ってきた在籍者及び留学生や教職員等に対して、新型インフルエンザ等様症状を呈した場合に、直ちに保健所に相談の上、医療機関等で受診するようあらかじめ指導すること。
- ⑬ 新型インフルエンザ等の発生国・地域にある日本人学校等から帰国した在籍者について、帰国が一時的なものであっても、就学の機会を適切に確保するよう周知すること。

### （3）大学等への要請

（1）のほか、以下の事項を要請する。

#### 【情報提供・感染報告】

- ① （2）①に同じ。

<sup>18</sup> 学校等が臨時休業や入学試験の延期等の措置を行う必要がある状況にもかかわらず、臨時休業や入学試験の延期等の措置が講じられていない場合、文部科学省が厚生労働省等からの情報等に基づき、当該都道府県の教育委員会等に対し、臨時休業や入学試験の延期等の要請を行うことがあり得る。

- ② (2) ②に同じ。
- ③ 在籍者に対して、本人及び家族等の健康状態に特に注意するとともに、異変が見られる場合には保健所等に相談するよう指導すること。

#### 【臨時休業・入試】

- ④ (2) ④に同じ<sup>19</sup>。
- ⑤ 大学等の臨時休業の要請があった場合は、臨時休業の開始時期及び対象校や入学試験の延期等の開始時期及び範囲を検討し、これらの措置が適切に講じられるようにすること。
- ⑥ (2) ⑦に同じ。
- ⑦ (2) ⑧に同じ。

#### 【海外渡航】

- ⑧ 発生国・地域への渡航については、新型インフルエンザ等の関係情報を踏まえた上で、大学等が企画するものについては自粛を含め再検討し、在籍者及び教職員の発意に基づくものについては当該者に大学等から自粛を含め再検討するように注意喚起すること。
- ⑨ 渡航中の在籍者及び教職員に対し、(2) ⑩の各項目について速やかに周知すること。
- ⑩ (2) ⑪に同じ。
- ⑪ (2) ⑫に同じ。

#### (4) 日本人学校等への要請等

- ① (1) のほか、以下の事項を要請する。
- ・ 文部科学省より日本人学校等に対し提供する情報を参考として、在籍者、派遣教員等に対し適切な指導を行うこと。
  - ・ 発生国・地域から受け入れる在籍者やその家族、派遣教員等が、各日本人学校等において、風評により不当な扱いを受けることがないように冷静な対応をとるよう指導すること。
- ② 文部科学省は、新型インフルエンザ等の発生国・地域に所在する日本人学校等が臨時休業等を含めた安全確保のための措置を採るに際し、助言・指導を行うとともに、外務省（在外公館）に対し、以下の事項を行うよう要請する。
- ・ 新型インフルエンザ等の感染状況についての情報提供
  - ・ 当該国で可能な医療の状況についての情報提供
  - ・ 帰国（一時帰国を含む。）した場合における就学の機会に関する情報周知
- ③ 感染症危険情報が発出された場合（発出見込みを含む。）、文部科学省は、必要に応じて派遣教員及びその家族を日本又は安全な国（地域）に移動させる<sup>20</sup>。

#### (5) 研究機関への要請等

(1) のほか、以下の事項を要請する。

- ① 感染症対策に資する情報を厚生労働省、文部科学省関係機関と共有すること。

19 大学等の臨時休業や入学試験の延期等の措置を行う必要がある状況にもかかわらず、臨時休業や入学試験の延期等の措置が講じられていない場合、文部科学省が、厚生労働省等からの情報等に基づき、大学等の設置者に対し、臨時休業や入学試験の延期等の要請を行うことがあり得る。

20 この際、文部科学省は外務省（在外公館）に対し協力を要請する。

- ② 厚生労働省、文部科学省関係機関との間で、感染症対策に資する情報のほか、WHO、WOAH<sup>21</sup>、FAO<sup>22</sup>のリファレンスラボラトリー等からのウイルス株や症例定義の情報の共有等を行うこと。
- ③ 必要に応じ、WHO、WOAH、FAO のリファレンスラボラトリー等からの病原体及びゲノム配列データ等の情報収集や、これらの機関とウイルス株の同定・解析等に関する協力を行うこと。

---

21 The World Organisation for Animal Health : 国際獣疫事務局

22 Food and Agriculture Organization of the United Nations : 国際連合食糧農業事務局

### Ⅲ. 対応期

- ・ 基本的対処方針の策定後、政府対策本部が廃止されるまでの間。

#### 政府行動計画中の文部科学省主要対応項目

##### 第2章 情報収集・分析

###### (1) 目的

強化された感染症インテリジェンス体制により、感染拡大の防止を目的に、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析及びリスク評価を行い、新型インフルエンザ等対策の決定等に資する情報収集・分析を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と国民生活及び国民経済との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するよう、リスク評価を継続的に実施する。

特に対応期には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等の判断を要する可能性があることから、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報、国民生活及び国民経済に関する情報や社会的影響等については情報収集・分析を強化する。

###### (2) 所要の対応

###### 3-1. 実施体制

国は、JHS と連携し、新型インフルエンザ等に関する速やかな情報収集・分析及びリスク評価を実施できるよう、感染症インテリジェンス体制を強化する。

また、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じ、情報収集・分析の方法や実施体制を柔軟に見直す。  
(厚生労働省、外務省、文部科学省)

###### 3-3. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

国は、国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、都道府県等に共有するとともに、国民等に迅速に提供・共有する。(厚生労働省、統括庁、外務省、文部科学省)

##### 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

###### (1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、国民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、国は、国民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する国民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、国民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、国民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、国民等の不安の解消等に努める。

###### (2) 所要の対応

###### 3-1. 基本の方針

### 3-1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

国は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、地方公共団体、NPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、国民等に周知する。（統括庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係省庁）

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを行い、その状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、国民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。（統括庁、厚生労働省、関係省庁）

国は、偏見・差別等や偽・誤情報への対策として、SNS等のプラットフォーム事業者が行う取組に対して必要な要請・協力等を行う。（統括庁、総務省、法務省、厚生労働省、関係省庁）

## 第6章 まん延防止

### (1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、国民の生命及び健康を保護する。その際、国民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、準備期で検討した指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、国民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

### (2) 所要の対応

#### 3-1. まん延防止対策の内容

まん延防止対策として実施する対策の選択肢としては、以下のようなものがある。国及び JIHS による情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況及び国民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、国民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

#### 3-1-3. 事業者や学校等に対する要請

##### 3-1-3-1. 営業時間の変更や休業要請等

都道府県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行う。

また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行う。（統括庁、文部科学省、業所管省庁）

##### 3-1-3-6. 学級閉鎖・休校等の要請

国及び都道府県は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、国及び都道府県は、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請する。（統括庁、こども家庭庁、文部科学省）

## 第9章 治療薬・治療法

### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、迅速に有効な治療薬を開発し、承認及び確保するとともに、治療法を確立し、必要な患者に公平に届くことを目指した対応を行う。国及び JIHS は、AMED を含む国内外の関係機関と連携し、治療薬・治療法の迅速な研究開発を推進するとともに、その普及に努める。

### (2) 所要の対応

#### 3-1. 総合的にリスクが高いと判断される場合の対応

国は、新型インフルエンザ等の発生により、国民の生命及び健康にとって総合的にリスクが高いと判断される場合は、早期に治療薬・治療法が利用可能となるよう、迅速な研究開発や治療薬の確保を含め、以下の対応を行う。

##### 3-1-1. 国内外の研究開発動向等の情報収集・分析及び共有

国及び JIHS は、AMED を含む国内外の関係機関と連携し、発生した新型インフルエンザ等に関する治療薬・治療法の国内外の研究開発動向等に関する情報や必要に応じて臨床情報を随時収集し、流行している病原体に対する既存の薬剤の有効性を含め分析を行う。また、その知見を政府内や都道府県、医療機関等の関係機関で共有し、双方向的な情報共有を行う。（厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、外務省、文部科学省）

##### 3-1-2. 研究開発方針等の検討

国は、JIHS や AMED、PMDA 等と連携し、発生した新型インフルエンザ等の治療薬・治療法の研究開発や確保の方針について随時検討を行い、必要な見直しを行う。

また、国は、発生した新型インフルエンザ等について、こども、妊産婦、高齢者、特定の既往症や合併症を有する者等の重症化リスクの高い特定のグループを特定した場合は、PMDA と連携し、特にそれらのグループを対象とした治療薬等の開発を優先的に推進するよう、大学等の研究機関や製薬関係企業等に対し必要な支援等を行う。（厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、文部科学省、経済産業省）

## 第13章 国民生活及び国民経済の安定の確保

### (1) 目的

国及び地方公共団体は、準備期での対応を基に、国民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、国民生活及び社会経済活動の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、国民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

### (2) 所要の対応

#### 3-1. 国民生活の安定の確保を対象とした対応

##### 3-1-4. 教育及び学びの継続に関する支援

国、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。（文部科学省）

## 具体的対応（対応期）

### 1. 文部科学省における対応

#### 実施体制

- ① 文科省 BCP に基づく体制を継続する。
- ② 随時、対策本部・作業部会を開催し、以下の項目を実施する。
  - ・ 新型インフルエンザ等の症状、感染力・致死率・潜伏期間、予防方法等について最新の情報の確認
  - ・ 基本的対処方針の変更やまん延防止等重点措置、緊急事態宣言等を踏まえた文部科学省関係機関に要請すべき内容と今後の対応方針の協議、決定
- ③ ワクチンの開発状況等に応じ、職員に対し特定接種について説明し、同意を得られた者の特定接種を円滑に行うための調整を行う。
- ④ 新型インフルエンザ等に関する文部科学省への相談、問合せについての共通の窓口対応を継続する。

#### 情報収集・分析

- ① 統括庁、厚生労働省等を通じ、新型インフルエンザ等に関する最新の情報を収集する。
- ② アジア・アフリカ・南米に設置した海外研究拠点から得られる流行状況や感染症情報等を、ネットワークコア拠点等を通じて収集し、関係機関に提供する。
- ③ 学校等及び大学等における臨時休業状況（学級、学年又は学校全体）の調査等を厚生労働省と協力して行い、学校等及び大学等における新型インフルエンザ等の集団発生の状況を把握する。

#### 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 文部科学省関係機関への情報提供  
基本的対処方針の変更やまん延防止等重点措置、緊急事態宣言が出された場合にはその内容等に関する周知を行うとともに、初動期と同様に情報提供を行う。

#### 水際対策

- ① 海外修学旅行等に関する対応  
初動期の対応を継続するとともに、病原体の性状等に応じて対応する時期への移行に伴い、水際対策の実施状況等を踏まえて海外への修学旅行の実施について判断することなどについて留意点を示す。
- ② 留学に関する対応  
初動期の対応を継続するとともに、病原体の性状等に応じて対応する時期への移行に伴い、水際対策の実施状況等を踏まえて短期留学の実施について判断することなどについて指導助言等を行う。

#### まん延防止

- ① 文部科学省主催イベント等の対応  
文部科学省主催イベント等について、初動期からのまん延防止措置を継続する。

ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期等への移行に伴い、延期・中止していたイベント等についてはオンラインでの開催又は感染対策を実施した上で  
の開催等を検討する。

## ②学校保健に関する対応

新型インフルエンザ等に対する学校保健上の留意点に関し、都道府県等から臨時休業の要請を受けた場合の対応の留意点についても示す。

## ワクチン、治療薬・治療法

### ①新型インフルエンザ等のワクチン、治療薬・治療法の開発支援

初動期の対応を継続する。

### ②重症化リスクの高いグループを対象とした治療薬等の優先的な研究開発ができるよう、PMDA<sup>23</sup>との連携促進や大学等の研究機関に対する必要な支援を行う。

## 国民生活及び国民経済の安定の確保

### ①教育課程に関する対応

オンライン学習の活用を含めた学習指導や学校が臨時休業等の措置を講じた場合の児童生徒の学習機会の確保に向けた留意点等を示す。

### ②高等教育機関における遠隔授業の取扱い等に関する対応

大学等における遠隔授業の単位数に関する取扱い等について留意点を示す。

### ③ICTの活用に関する対応

オンライン学習や児童生徒とのコミュニケーションにおけるICTの効果的な活用に関する留意点を示す。

### ④児童生徒等の心のケアに関する対応

感染不安や学校の臨時休業が長期にわたる場合等の児童生徒等の精神的負担に係る心のケアに関する留意点を示す。

### ⑤学校給食に関する対応

学校給食における感染対策等について留意点を示す。

### ⑥国内修学旅行に関する対応

封じ込めを念頭に対応する時期においては修学旅行を取りやめることを基本としつつ、病原体の性状等に応じて対応する時期への移行に伴い教育的意義等を踏まえて感染対策を講じた上で実施することなどについて留意点を示す。

### ⑦高等学校等の入学試験に係る対応

都道府県等が実施する高等学校等の入学試験における感染対策等について留意点を示す。

### ⑧大学等の入学試験に係る対応

大学入学共通テストや各大学等の個別入試における感染対策等について留意点を示す。

### ⑨文部科学省関係国家試験に係る対応

各試験における感染対策等について検討し、その内容についてプレス発表等を用いて受験者に周知するとともに、当該感染対策等を講じた上で試験を実施する。

## 2. 関係機関への要請

23 Pharmaceuticals and Medical Devices Agency : 独立行政法人医薬品医療機器総合機構

### (1) 文部科学省関係機関への要請

以下の事項を要請する。

- ① 水際対策の実施状況等を踏まえて発生国・地域への出張について判断すること。
- ② 各機関の定める業務継続計画等に基づき業務継続に努めること。
- ③ 公衆衛生対策が徹底されるよう組織の所属職員・在籍者に対して指導すること。
- ④ 感染者等への偏見・差別の撲滅等の普及啓発及び相談窓口を周知すること。
- ⑤ 不急の大規模集会や不特定多数の集まるイベント等について、必要に応じてオンラインで開催又は出席者の限定や会場での消毒・飛沫感染防止策等の可能な対策を実施した上での開催、延期又は中止を検討すること。
- ⑥ 新型インフルエンザ等感染者が発生した場合、適切な医療機関（発熱外来等）を受診するよう指導するとともに、職場や学校等の中で感染が拡大しないよう特に注意すること。

### (2) 教育委員会等への要請

(1)のほか、以下の事項を要請する。

#### 【情報提供・感染報告】

- ① 文部科学省等から示される情報や、新型インフルエンザ等の発生状況や効果的な予防方法等を踏まえつつ、新型インフルエンザ等についての情報を在籍者、保護者、教職員等に迅速かつ確実に周知すること。また、新型インフルエンザ等関連の報道も頻繁に行われることが想定されるため、パニックを引き起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導を徹底すること。

#### 【臨時休業・入試】

- ② 学校等において新型インフルエンザ等感染者が発生した際には、感染症の病原性や各地域における感染状況等を踏まえ、オンライン授業の実施、臨時休業等及び入学試験の延期等の措置が適切に講じられるようにすること<sup>24</sup>。
- ③ 学校等の臨時休業を行う場合には、極力外出を控えることと併せて、臨時休業中のオンラインを活用した学習、授業等の履修上の取扱いや家庭と学校等との連絡方法、家庭での過ごし方等について混乱の生じないよう十分な確認と指導を行うこと。
- ④ 学校等の臨時休業の要請があった場合は、オンライン授業の実施、臨時休業の開始時期及び対象校や入学試験の延期等を検討し、これらの措置が適切に講じられるようにすること。
- ⑤ 学校等の臨時休業等の措置等を講じるに当たっては、感染者患者等やその家族及び接触者に対する差別が起こらないよう十分留意すること。
- ⑥ 学校等が入学試験の延期等の措置を行った際には、文部科学省に報告すること。

### (3) 大学等への要請

(1)の要請のほか、次のような対応を要請。

#### 【情報提供・感染報告】

- ① 文部科学省等から示される情報等を踏まえつつ、保健センター等からの呼びかけや 学内広報・掲示板の活用等を通じ、新型インフルエンザ等についての情報

24 学校等が臨時休業や入学試験の延期等の措置を行う必要がある状況にもかかわらず、臨時休業や入学試験の延期等の措置が講じられていない場合、文部科学省が、厚生労働省等からの情報等に基づき、当該都道府県の教育委員会等に対し、臨時休業や入学試験の延期等の措置の要請を行うことがあり得る。

を在籍者、教職員に迅速かつ確実に周知すること。また、新型インフルエンザ等関連の報道も頻繁に行われることが想定されるため、パニックを引き起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導を徹底すること。

【臨時休業・入試】

- ② (2) ②に同じ<sup>25</sup>。
- ③ 大学等の臨時休業を行う場合には、極力外出を控えることと併せて、臨時休業中の授業等の履修上の取扱いや在籍者と大学等との連絡方法等について混乱の生じないように十分な確認と指導を行うこと。
- ④ (2) ④に同じ。
- ⑤ (2) ⑤に同じ。
- ⑥ (2) ⑥に同じ。

(4) 日本人学校等への要請

初動期(4)に同じ。

(5) 研究機関への要請等

初動期(5)に同じ。

(6) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期における対応

文部科学省関係機関に対して、国や都道府県保健衛生部局等からの情報に従い、臨時休業や集会の自粛等を解除したり縮小・中止していた業務を再開したりしても差し支えない旨を周知する。

---

25 大学等の臨時休業や入学試験の延期等の措置を行う必要がある状況にもかかわらず、臨時休業や入学試験の延期等の措置が講じられていない場合、文部科学省が、厚生労働省等からの情報等に基づき、大学等の設置者に対し、臨時休業や入学試験の延期等の要請を行うことがあり得る。